

はじめに——消費者法を学ぼうとする人にまず考えてほしいこと

1 自分が生きている世界と「消費」

自分が生きている世界はどのような世界なのか。誰もが一度は考えたことのある問いであろう。では、私が生きる世界はどのような世界であるべきか、どのような世界であってほしいのか。

自分が生きている現在の世界を回しているのは「消費」である。「消費」があって初めて世界は存在している。「消費」は、日常生活の中にあまりにも当たり前前に組み込まれていて、これを疑うことさえできない。

もちろん、「生産」や「製造」は消費の前に存在するが、消費がなければその存在意味はない。「生産」者や「製造」者が経済力をもって世界を牽引していた時代もあるが、現在では「消費」者は経済世界、ひいては世界の主人公として尊重される存在となっている。私たちの知らない世界で投資家が資産を増やしたり減らしたりしながら投機ゲームを繰り返し広げているとしても。巨大なデジタル・プラットフォーム事業者(GAFAなど)が世界中の情報という莫大な財産を蓄え続けているとしても。

しかし、私は、「消費」者として尊重され、消費しやすい環境を整えられ、「どうぞ安心して思う存分消費してください」と言われて、はたして「思う存分」消費をすべきなのか。

2 大量「消費」がもたらしたもの

先進国による先駆的な動植物の駆逐(=環境破壊)、大量消費に伴う大量の廃棄物の排出、これに倣った途上国による環境破壊に対して先進国により繰り返られる環境保護名目での牽制、先進国による途上国の開発、世界中での消費

促進行動や宣伝etc.、人間のいくつかの行動を一瞥しただけでも、そこには、人間による他の生物への支配とコントロール、自己利益の追求と、他者への尊重の欠如の歴史が見て取れよう。

もちろん、人間は他の生物をコントロールすることにより生き延びてきたし、より良い生活のためには自己利益を追求する他ない。そうやって人類は現在まで物質的な繁栄を続けてきたと言う人もいるだろう。

しかし、これ以上の物質的な繁栄は人類にとって必要なのか、意味があるのか。そもそも物質的な繁栄自体が、人類全体を見れば、とっくの昔にピークを迎えているのではないのか。必要性はほとんど満たされ、利便性を追求しているが、どこまで便利にするのか。一体、人間は何を希求して生きていきたいのか、生きていくべきなのか。ついには不老不死を望むのか。

確かなのは、「消費」の多少やその価額の多少は、人間の生きる道しるべとはなり得ないということである。人間であれば、そのことはすぐ理解できるはずである。にもかかわらず、日常的な広告、インターネットを通じた一方的な広告が、人間の自律的な選択や決定の場に便利さを隠れ蓑にして滑り込み、人間の判断能力や決定能力を麻痺させるという事態を生み出している。海外有名ブランドのバッグやジュエリーを「持つ」ことが「セレブ」の証であり、経済力があることや、膨大なデータを操作できることが「有能」の証であり、素晴らしい人間であることの証であるかのような広告や言説が世界にはあふれかえっている。

さらに確かなのは、大量消費に伴う動植物の駆逐と大量の廃棄物排出によって生じた環境破壊は、地球にとつてもない負担を強いており、人間とその他の生物の生存を脅かしているという事実である。にもかかわらず人間は、目の前の「整ったきれいな」生活に惑わされ、「不都合な真実」が見えなくなっている。あるいは、テクノロジーの進化によって「何とかなる」と楽観視して、便利な生活をやめることができない。

3 消費者法の存在意義

従来、消費者法は、悪質事業者による不適切な行動によって被害を受けた消

費者を救済するための法、悪質事業者による不適切な行動から消費者が被害を受けないように予防するための法、あるいは、消費者の自律的決定を支援するための法として、一般に認識されてきたと言える。もちろん、被害救済や予防、自律支援は消費者法の重要な役割である。

他方において、消費者法には、大量生産・大量消費社会において円滑な消費活動を促進することにより経済発展に寄与するという役割も期待されていることは、消費者契約法や特定商取引に関する法律をはじめとする消費者法の目的規定（1条）において、明示されているところである。

しかし、人類が環境破壊などの重大問題に直面する今、消費者による「消費」が現代世界において果たしている役割の重要性を鑑みるとき、消費者としての「消費の仕方」についても再考すべき時期が来ている。典型的には、この考えは、「消費者教育の推進に関する法律（以下、消費者教育推進法）」の中に具体的な姿として現れるに至っている。

もちろん、自己利益の追求に向かって進んでいく経済に対して、人間としてのあるべき姿を希求することは、個人個人が果たすべき役割であると共に、法の果たすべき重要な役割でもあろう。いうまでもなく、法は経済活動上の利益のみを目指すものではなく、人間としての正義を目指すものである。個人個人は大きな経済の荒波の中にもまれて抗うこともできずに流されていかざるを得ないが、それでも、法やそれに基づく社会という船に乗って、個人は人間としてのあるべき姿を希求することができるようになるはずであると信じたい。

4 消費者・生活者・消費者市民社会——消費者としての自分

筆者自身は、法においては消費者という言葉ではなく、生活者という言葉を用いるべきだと考えている。なぜなら、法による支援の対象は、人間の「消費」ではなく、人間の「生活」であることを明らかにすることができるからである。先に述べた被害救済や被害予防などの支援が必要となる根拠は、相手方が不当な行動をするからであり、また、事業者ではないため取引経験が不足しているからである。つまり、「消費者」だから支援されるべきなのではない。

ただ、スローガンとして「消費者」という言葉を唱えるべき時代が存在したことは確かである。また、何十年も用いられてきた「消費者」という言葉には重みもあろう。

また他方で、現代世界において発生し続けている環境問題や社会問題と密接に関係する「消費」を見直し、「消費の質」について問うためには、「消費者」という言葉を用いることに特別な意義を見出すこともできる。つまり、自ら行う「消費」の「質」について自問し続けるべき「消費者」という人間を、消費者法の主人公として捉えることができる。人間は「消費者」と呼ばれることにより、自らの消費行動について考えざるを得ない。

つまり、「消費者」という言葉を使い続ける意味は、以前とは異なっていると言えよう。現代においては、「消費者」という言葉のもつ「消費の質をめぐる問題」を想起させる響きにこそ、この言葉を使い続ける意味が見出されるべきである。

注目すべきは、消費者教育推進法において、新たに「消費者市民社会 (consumer citizen society)」が定義され (2条2項)、これに伴い「消費者市民」という言葉が用いられていることである。この言葉は、ヨーロッパで誕生した「consumer citizen」という言葉の訳語である。では、この言葉は何を意味するのか。初めてこの言葉を耳にしたときは、日本語としては多少の違和感のある言葉ではある。ただ、実質的には「市民としての消費者」を意味するものであり、この言葉はこれまで「消費者」という言葉に込められていた意味合いを遙かに超えていく力を持ち合わせていると言えよう。すなわち、ヨーロッパにおいて「市民 (citizen)」とは、政治に参加することができる人、政治・経済・社会について自ら考えて行動する人を意味する言葉であることに鑑みれば、消費者が「市民」として、消費において世界のすべての出来事や未来の社会を考えて行動することを目指す社会を「消費者市民社会」として理解することができる。そうであれば、「消費者市民社会」という言葉は、まさしく上で述べた「消費の質を問いつける消費者」という「市民により構成される社会」を示す画期的な言葉と言えるであろう。

5 自分がすべきなのは？

筆者自身の世界についての考え方は、既に述べたところから何となく理解できたかもしれない。それでも、「では自分は、自分を取り巻く消費社会をどのように生きるのか、生きるべきか」は、一人一人が自ら考えていかなければならない。

自ら考えることができるようにするためには、この世界で起こっている事実を、正確に知っていなければならない。とはいえ、事実を知ることはとても難しい。ただ、知ろうとするだけでも今まで見えていなかった事実が見えてくることにつながる。

この世界で起こっている事実を正確に知ることができれば、地球上で、人間の生存や人間社会の存立を脅かす事実がおびただしく存在することを知ることになろう。また、なぜそのような事実が生じているのかという疑問が湧き起こるはずである。そのような疑問が湧き起これば、自分でそれに対する解決策を探ろうとして、自ら考えることにつながるであろう。自ら考えることができれば、自らがどのような行動をとるべきかも見えてくる。

この本は、「消費者法」という側面から、この世界で起こっている事実の一端を示し、それら事実に対する考え方を示すものにすぎないが、読者の人生において、判断や決定の一助となるものと信じる。

[追記]

「新型コロナウイルス (COVID-19)」の感染症によって2020年春の世界は混迷を極めている。過去にも人類は感染症と闘ってきたが、社会がグローバル化した現在、これまでに経験したことのない事態にも直面している。当然、消費生活への影響も甚だしい。できればこのことも論じたいが刊行直前のため諦めるほかない。ただ、どのような状況であろうと重要なのは、自分はどのような社会で生きたいのかを、誰か他人に命じられるからではなく、自分で考え、行動することである。この本ではどのような状況でも変わらない大切なことを論じているので、ぜひ読み取ってもらいたい。